

可部南静養園外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護事業所  
運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人広島県同胞援護財団が開設する養護老人ホーム 可部南静養園(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、従業者が要支援状態にある高齢者に対し、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、入居者が要支援状態になった場合でも、当該事業所においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

- 2 事業所は、安定的かつ継続的な事業運営に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 養護老人ホーム 可部南静養園
- (2) 所在地 広島市安佐北区可部南二丁目19番33号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤1名:養護老人ホームと兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名(常勤兼務:1名)  
生活相談員は、入居者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、その他の機関との連携を図る。
- (3) 計画作成担当者 2名(常勤兼務:1名、非常勤兼務:1名)  
計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、介護予防特定施設サービス計画を作成する。

(4) 介護職員 非常勤専従：12名以上

介護職員は、入居者の日常生活上の安否確認、援助業務を行う。

(入居定員及び居室数)

第5条 事業所の入居定員は、60名とする。

2 事業所の居室数は、60室とする。

(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の内容)

第6条 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護は、介護予防特定施設の従業者により、介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否確認、利用者の生活相談等を提供し、受託居宅サービス事業者により、介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を提供する。

(利用料その他の費用の額)

第7条 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

2 入居者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用、入居者が負担することが適当と認められる費用(オムツ代等)については、実費を徴収することとする。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(受託居宅サービス及び受託居宅サービス事業者の名称及び所在地)

第8条 受託居宅サービス及び受託居宅サービス事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 指定介護予防訪問介護

名称： 訪問介護事業所 可部南静養園

所在地： 広島市安佐北区可部南二丁目19番33号

(2) 指定介護予防訪問看護

名称： 訪問看護ステーション可部

所在地： 広島市安佐北区可部南四丁目17番30号

(3) 指定介護予防通所介護

名称： デイサービスセンター 可部南静養園

所在地： 広島市安佐北区可部南二丁目19番33号

(4) 指定介護予防通所リハビリテーション

名称： 長久堂野村病院

所在地： 広島市安佐北区可部南四丁目17番30号

(5) 指定介護予防福祉用具貸与

名称： 深川医療器(株)ライフケア広島

所在地： 広島市西区商工センター四丁目15番17号

(入居者が他の居室に移る場合の条件及び手続)

第9条 適切な外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を提供するために必要があると認められる次の場合、入居者が他の居室に移ることとする。

- (1) 主治医等が医学的な判断により、介護居室への入居が必要と判断した場合
  - (2) その他入居者の心身の状況により、居室を変更する必要があると判断した場合
- 2 入居者が他の居室に移る場合は、あらかじめ入居者又は家族に対して説明した上で、他の居室に移ることに同意を得るものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第10条 入居者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 政治活動、営利活動、宗教、習慣等により、自己の利益のため他の入居者の自由を侵害したり、他の入居者に迷惑を及ぼすこと。
- (2) ケンカ、口論、泥酔、薬物乱用等で他の入居者に迷惑をかけること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、事業所若しくは備品等に損害を与え、又はこれらを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画等の防災計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行う。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように努めるものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、まん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

- ( 2 ) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ( 3 ) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に行う。
- ( 4 ) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

( 秘密保持等 )

第13条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはいけない。

- 2 事業所は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又は家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ入居者の同意を得る。

( 苦情の処理 )

第14条 事業所は、提供したサービスに係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。入居者の権利を擁護するとともに、入居者の満足度の向上を図りサービスを適切に利用できるように支援する。

- 2 提供するサービスに関して、介護保険法第23条の規定により保険者からの文書の提出・提示の求め、質問、紹介に応じ、入居者又は家族から苦情に関して保険者が行う調査に協力する。又、保険者からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。
- 3 サービスに関する入居者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言に従って必要な改善を行う。

( 緊急時における対応方法 )

第15条 事業所は、サービス提供を行っているときに、入居者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

なお、詳細は「緊急時における対応方針」に定めるものとする。

( 事故発生の防止及び発生時の対応 )

第16条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- ( 1 ) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- ( 2 ) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性の事態が生じた場合に、当該事実が報

告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。
  - 2 事業所は、入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
  - 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録する。
  - 4 事業者は、サービスの提供に伴って、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

#### （虐待の防止対策）

第17条 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の発生又はその再発を防止するための指針を整備する。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (3) 虐待防止のための研修を定期的に行う。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。
  - 2 事業所は、サービスの提供中に当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

#### （身体拘束廃止取組み内容）

第18条 入居者本人又は他入居者等の生命又は身体を保護するために、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わない。

（「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を全て満たす状態）の場合には身体的拘束の内容・目的・理由・拘束の時間・時間帯・期間等を記載した処遇改善計画を作成し、適正な手続きにより行う。なお、作成した文書は2年間の保存とする。

- 2 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について外部サービス利用型介護予防特定施設入居者介護従業者、その他の従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者介護従業者、その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行う。

(事業継続計画の策定等)

第19条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、資質向上のために次のような研修の機会を設けるものとし、業務体制についても検証、整備する。

(1) 新任職員研修 採用後3か月以内

(2) 法定研修

(身体拘束廃止、感染症予防、BCP、事故防止、虐待防止、認知症)

- 2 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じる。
- 3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

令和5年9月3日改定し、施行する。

令和6年4月1日改定し、施行する。